

税務トピックス 四季報

第59回

定年前後のお金と手続き

65歳を迎え定年退職後に必要となる手続きのうち主なものは、退職金、年金、健康保険の3つです。

退職所得控除の計算式

【勤続年数が20年以下の場合】
40万円×勤続年数
※最低80万円控除

【勤続年数が20年以上の場合】
80万円+70万円×(勤続年数-20年)

40年勤めた会社を退職。退職金2,000万円を受け取る場合、「一時金」と「年金」では、どちらがよいでしょうか。

1. 退職金

退職金は「一時金」又は「年金」として受け取ることができ、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」よりも退職金の額が少なれば税金はかかりません。一方、退職金を年金で受け取る場合には、公的年金等控除がありますが控除を超える所得は課税されます。他の収入と合算して税金や社会保険料が計算されるため、負担が重くなる可能性があります。

課税退職所得の計算式

(一) 一般退職所得手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

(3) 併用で受け取る場合

まず退職金を一時金で全額もらったときに退職所得控除に収まるかどうかを確かめることが肝心です。退職金が退職所得控除に収まるなら、年金型を併用せずに一時金だけで受け取れば税金はかかりません。退職所得控除を超える場合は、税金等を考え一時金と年金型の併用を検討します。

2. 健康保険

定年退職すると、健康保険の被保険者資格を失います。保険証が使用できるのは退職日までです。退職後は保険証を返却する必要があります。ご家族(被扶養者)の保険証も同様です。定年退職後は、次に加える健康保険をどうするか、速やかに決めなければなりません。定年退職者が加入できる制度は、以下の4つがあります。

- ① 任意継続被保険者になる
- ② 国民健康保険に加入
- ③ 特例退職者医療制度に加入
- ④ 家族の健康保険の被扶養者になる

3. 年金

年金額を知りたい場合は、年金事務所もしくはは年金相談サービスセンターの相談窓口を利用します。「ねんきんネット」というインターネットを利用した確認方法もあります。年金に関して相談したい場合は、年金事務所をおすすめします。年金事務所での相談は無料です。

年金は65歳受給開始が原則ですが、最長75歳まで繰り下げることができます。一カ月繰り下げごとに0.7%ずつ受給率が増加し、75歳まで繰り下げると受給率は84%アップします。一方で、受給開始年齢を遅らせるほど、生涯で受け取れる年数は短くなります。税金や社会保険料を差し引いた手取りベースの年金受取額で考えると、68歳受け取り開始が一つの目安です。68歳で受け取り始めた場合、82歳を超えると受け取る手取り総額が増加します。それまでに亡くなると、65歳からの受け取り金額を下回ります。様々な要素を考慮し、慎重に判断する必要があります。

(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤



株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
【お申込みはHPから】
URL/https://www.office-m.co.jp/

2024年 第3回 実務講座／キャッシュ・フロー基礎編 儲けたお金は、どこへ消えたか

社長さん、「儲けたお金はどこにあるのですか?」と聞きます。「いや、分からないんだ。利益が出ているのに、なぜお金がない、どこへ行ったんだろ?」決算書を読んでも、儲けたお金がどこへ消えたかは書いてないし、分からない。と、逆に問い返してこられることが多々あります。そんなんです。決算書からだけでは、1年間に儲けたお金がどうなったのかは分からないのです。しかし、このような疑問はキャッシュ・フロー計算書の仕組みを知ることによって解決できるのです。本講座「キャッシュ・フロー基礎編」では、先を見据えてお金の残す経営を勉強します。経営者の方はもちろんのこと、経理担当の方も一緒にご参加ください。心よりお待ちしております。

- ◆日時 2024年9月5日(木) 14:00~16:00
- ◆講師 専務取締役・CFP 中野 一弘
- ◆会場 であらちビュール空槽(12階)
広島市中区寺町5番20号 広島城南リーナーサイエビルD
- ◆参加費 1,000円(税込)
- ◆定員 8名
- ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ
総合企画部/下田・和田